

【社会福祉協議会が目指すものとは】

すべての人が、住み慣れた上野原市で安心して心豊かに、その人らしく自立していきいきと暮らせるまちを目指します。そのために、基本理念と基本目標のもと、各種団体と協働して地域福祉の推進を行ないます。

【基本理念】

ささえ ささえられ うえのはらで いきる

人と人とのささえ合いには、まずささえる行動を始めることが大切です。ささえる人がいるから、ささえられる人がいて、ささえ合いが生まれます。また、このまちで「いきる」という覚悟のもと、生命を保つ、その場所に暮らす、その人らしく活躍する、価値が発揮されるなど、「いきる」には様々な意味が込められています。

【3つの基本目標】と【事業の方向性】

「知る」は福祉につながるための第一歩

福祉の大切さを知ることができる

暮らしや福祉活動に必要な情報を知ることができる

「つどう」は人と人がつながりささえあうこと

ボランティア活動に参加することができる

地域のつどいに参加することができる

地域の福祉活動に参加することができる

「まもる」は権利、心、生活をささえること

相談窓口につながる事ができる

生活・権利をまもる

福祉の活動基盤をまもる

みんなの暮らしをまもる

福祉サービスで暮らしをまもる

【社会福祉協議会の広報、連絡先一覧】

社協だより
年4回発行して
あります。



社協LINE
イベント情報な
どを配信します。



社協Facebook
市社協からのお知
らせやイベント情報
などをお届けします。



社協ホームページ
市社協の基本情報
や活動報告をお届け
します。



上野原市移送サービス予約専用番号 ☎：62-3762



障害福祉
サービス等
に関する
相談窓口

指定・特定
障害者
相談支援
事業所
☎63-1288

障害児・
障害者の
総合
相談窓口

障害者
基幹相談
支援センター
☎070-
4062-1934

心のお悩み
に関する
相談窓口

こころの
健康相談
☎070-
4320-2502

婚活・結婚
に関する
相談窓口

上野原市
結婚相談所
☎63-3800

生活困窮者
自立支援
就労準備
家計改善
相談窓口

生活困窮者
自立支援
相談所
「いっぽ」
☎63-3444

社会福祉法人 上野原市社会福祉協議会

TEL:0554-63-0002(代表)

FAX:0554-63-0210

メール:uenohara-shakyo@uesya.com

住所:〒409-0112

山梨県上野原市上野原3163 (総合福祉センターふじみ1階)

受付時間:月~金曜日(祝日除く)8時30分~17時15分

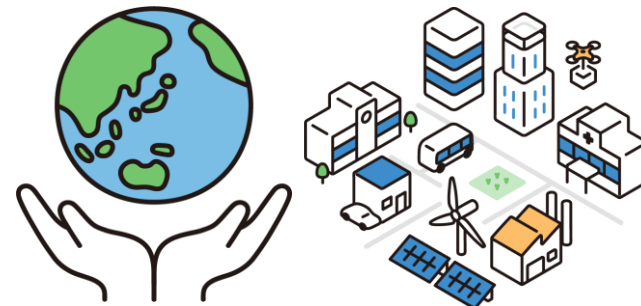
アクセスマップ



社会福祉法人 上野原市社会福祉協議会

事業紹介パンフレット

誰もが安心して暮らせるまちを目指して



LINE

公式アカウントはじめました

友だち
募集中

上野原市社協のイベント情報や
地域情報などを発信します!

QRコードで登録



ID検索で登録

または

@939kxllhk

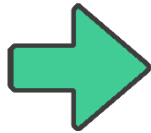
上記IDを入力して、検索!

こんなお悩みありませんか？



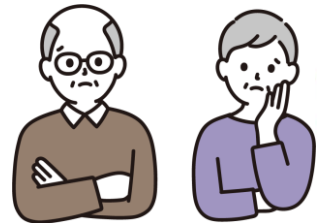
誰かに話を聞いてほしい...

生活に困っていると
思った時に



何か人の役に立ちたい

自分ができることで
地域を支えたい



これまで自分で
できたのになあ...

住み慣れた地域で
これからも暮らしたい



みなさまのお悩み解決のお手伝いをします！

まずはお電話ください！ 電話63-0002

各種相談

生活、就労、障がい、こころの不安、結婚などの困りごとについて、社協には様々な相談窓口があります。相談員と一緒に話を伺いますので、どんなことでもお気軽にご相談ください。秘密厳守で、電話やメール、訪問でのご対応もできます。

- ・生活困窮者自立支援、就労準備、家計改善相談
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・障がい者基幹相談支援センター
- ・こころの健康相談窓口
- ・指定特定障害者相談支援
- ・上野原市結婚相談所



ボランティア・寄附

地域の福祉活動「サロン、老人クラブ、ボランティア団体等」の支援や紹介を行なっています。「参加したい」、「集いの場を作りたい」という思いを実現できるよう、お手伝いします。

また、社協では様々な寄附を受け付けており、福祉活動を応援する仕組みがあります。

- ・ふれあいいきいきサロン支援
- ・ひまわり（老人）クラブ運営
- ・ボランティアセンター運営
- ・善意銀行（金銭・物品）
- ・赤い羽根共同募金



生活支援

住み慣れた場所で暮らせるよう、金銭管理や手続きの代行をする「日常生活自立支援事業」、権利擁護のための「法人後見事業」、要介護者の病院受診をささえる「移送サービス」等を行なっています。また、住民同士で生活をささえあう仕組みづくりを進めています。

- ・日常生活自立支援事業
- ・法人後見事業
- ・要介護者の移送サービス事業
- ・生活支援体制整備事業



その他の事業



- 貸出事業：福祉車両（社協バス、キャラバン）、車イスやポータブルトイレなどの貸出
- 福祉教育：福祉作品コンクール、福祉カレンダー発行、市社会福祉大会の開催
- 見守り：要介護者等の調査、夏・歳末友愛訪問
- その他：ボランティア保険の加入、災害ボランティアセンター運営、ハッピーバースデイ事業（出生児訪問）、各地区社協活動支援、ふれあい広場整備助成…他

【社会福祉協議会(社協)って?】

社会福祉協議会とは、みんなの暮らしや生活（社会）のしあわせ（福祉）のために話し合う（協議）集まり（会）です。社会福祉法に基づいて、全国の市町村に設置されている営利を目的としない民間組織であり、地域の団体や関係機関（民生委員・児童委員協議会、区長会、社会福祉関係者など）と一緒に「安心して暮らせるまちづくり」に取り組んでいます。また、社会福祉法人として、理事会、評議員会等を運営し、地域の声 が事業に反映される仕組みとなっています。

